

この度は貸金庫をご契約いただき、誠にありがとうございます。

お願い

- ・この規定は貸金庫ご利用の基本となるものです。ご熟読のうえご保存下さい。
- ・住所等お届け事項に変更がありました場合には直ちにご連絡ください。
- ・貸金庫のカード・鍵・お届けの印章は、できるだけ別々にご保管ください。
- ・カードはご印鑑と同じです。お取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。万一カードが盗難・紛失・破損された場合には、直ちにお取引店へご連絡ください。(とりあえずお電話でも結構です)
- ・カードは高温・多湿な場所や磁気を帯びたもの(テレビ、ステレオ、冷蔵庫など)の近くに置かないようご注意ください。

ご利用メモ

- ・貸金庫ご利用の際は、カード(代理人の場合は代理人カード)と鍵をご持参のうえ、ご本人またはお届けの代理人の方がおいでください。
- ・危険物や変質の恐れのあるものはお預りできませんのでご了承ください。
- ・貸金庫のご使用料は毎年契約月の所定の日、ご指定の預金口座から引き落とさせていただきます。

あぶくま信用金庫貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

ただし、「現金」「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの」(例えば、金地金、貴金属、高級宝飾品、高額の美術・骨董品など)「危険物や変質、腐敗のおそれがあるもの」(例えば、可燃物、発火性物質、生鮮・加工食品、飲料、動植物など)を除くものとします。

(2) 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から1年後の契約応答日の前日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (利用料)

(1) 貸金庫の利用料は、当金庫が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、契約応答月の20日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用料に充当します。

(2) 利用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は変更日以降、最初に継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
4. (鍵・カードの保管)
- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当金庫所定の袋に入れたうえ、借主および当金庫職員が封印し、当金庫が保管します。
- (2) 当金庫は借主に「あぶくま信金貸金庫ご利用カード」(以下、「カード」といいます。)を発行します。カードは借主自身が保管してください。
5. (暗証の登録)
- 借主が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録しますので、借主は当金庫所定の暗証番号を当金庫に届出てください。
6. (開閉者の確認)
- カード、暗証、正鍵により、当金庫所定の手続きに則り貸金庫を開閉した者を借主(正当な契約者)とみなします。なお、この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。
7. (貸金庫の開閉等)
- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開閉にあたっては、借主または借主があらかじめ届出た代理人が暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 停電、故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に借主または代理人の氏名および暗証を記入し、カードとともに提出してください。
8. (届出事項の変更等)
- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったとき、もしくははき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
9. (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い)
- (1) 印章、カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵またはカードを失った場合またははき損した場合は、錠前の取り替え、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
10. (暗証照合等)
- (1) 暗証照合機により、カードを確認し暗証照合機操作の際に使用された暗証と当金庫に届出の暗証との一致を確認して、貸金庫の開閉の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、第7条第5項の場合に当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書の届出印の一致とご本人確認を実施したうへ取扱いしました場合にも同様とします。

(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

(1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が利用料を支払わないとき

② 借主について相続の開始があったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥ カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明け渡しに3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

当金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

(2) カードは譲渡、質入れすることはできません。

16. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

17. (本規定の変更等)

(1) この規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第584条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上

